様式Ⅳ－１２　　　　　　　　　　 　　　（知の集積用）

特許権等 移転承認申請書

平成○○年○○月○○日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター 所長　殿

コンソーシアム名　：

代表機関住所　：

代表機関名　：

研究代表者名　：※役職名も記す。　 　　　　　　印

参画機関住所　：

参画機関名　：※特許を有する参画機関

研究実施責任者名　：※役職名も記す。　　　　　　　　　　印

　　平成○○年○○月○○日付け委託契約に基づく、下記１項記載の委託試験研究の成果として得られた下記２項記載の特許権等について、第三者へ譲渡による移転を行いたく、関係書類を添えて事前に申請します。

※１　研究代表機関経由で提出して下さい。

※２　合併、相続及び会社分割による一般承継の場合は本申請は不要です。

１．本通知に係る委託試験研究の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ○○○○○事業 |
| 試験研究計画書名 | ○○○○○○○の開発 |
| コンソーシアム名、代表機関名・代表者名 | ※代表者名は、委託契約書の代表者名を記す。 |
| 試験研究の実施期間 | 平成　年　月　日　～　平成　年　月　日　原契約書の委託期間を記す |

２．移転しようとする特許権等

|  |  |
| --- | --- |
| 移転の形態 | □ 特許権等を全て移転□ 一部移転　 □ 持分移転（ 譲渡 ・ 放棄 ） |
| 特許権等の種類 | 特許権 ・ 実用新案権 ・ 意匠権 ・ 育成者権 ・ その他（　　　　　　　） |
| 出願番号等 | ○○○－○○○号　 （出願日：西暦 年　 月　 日） |
| 登録番号等 | ○○○○○○号 ・ 未登録　（登録日：西暦　　 年 　 月 　 日） |
| 権利期間 | 西暦　　　年　　月　　日迄 |
| 発明考案等の名称 | 英文の場合は和文を併記する。 |
| 特許権等の権者／発明者（共有特許権等の場合は共有者を連記） | ××大学 ／ 発明太郎××研究所（第三者）／ 発明花子 ※ 特許権等権者が構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。 |
| 実施許諾等の有無 | 無 ・ 有 （実施許諾の形態と許諾先：　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 移転先の名称、住所 | ××製作所／○○市○○区 |
| 移転契約の予定日 | 契約締結予定日：西暦　　年　　月　　日 |
| 実施を予定している場所 | 国内 ・ 国外　　具体化している場合は詳細を記す。 |
| 移転の理由（別紙の記入上の注意を参照） | 以下のいずれかを選択するとともに、具体的な理由を下欄に記載する。１．設定・移転先が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該特許権等を利用するため２．設定・移転先が、海外事業活動において当該特許権等を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため３．その他 |
| （具体理由） |
| 特記事項（別紙の記入上の注意を参照） |  |

３　添付書類

（１）対象となる特許権等の出願申請書、登録証等の写し　別添１

（２）特許権等移転契約案　　　　　　 別添２

（３）移転先の特許権等実施計画等　 　別添３

（４）移転先の概要及び特許権者との関係を示す資料 　　 別添４

（５）コンソーシアム方式の場合は、特許権者と研究代表機関又はコンソーシアムとの関係を示す資料　別添５

（６）コンソーシアム方式の場合は、他の構成員が移転に同意している事を示す書面。

＜記入上の注意＞

移転の具体的な理由については、以下の要領に従って記入して下さい。

また、一部移転又は持分移転する場合はその内容等を記入して下さい。

1. 理由が（１）の場合

国内事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・　当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画

・　当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績　等

なお、移転を受ける者が研究開発の成果を活用して行う事業が、法律や公序良俗に違反しないことを事前に確認しておく必要があります。

1. 理由が（２）の場合

海外事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・　当該特許権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画

・　当該特許権等に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績　等

さらに、当該特許権等の利用によって、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・　移転元の知的財産戦略における当該特許権等の移転の位置づけ（国際分業戦略等）等

・　当該移転により特許権等権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み　等

なお、当該移転によって、国内企業（大学・研究機関）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難になるおそれがないか、国内企業の国際競争力の維持に不利益が生じることはないか、を事前に確認しておく必要があります。

1. 理由が（３）の場合

①及び②を含めて、詳細な理由を記入して下さい。